


平成26年度CJKベンチャープロジェクト派遣  
派遣員募集要項

当連盟では、平成14年度にアジア太平洋地域内の複数の国による共同事業の取組みを行うこととして、我が国の隣国である韓国及び中国(台湾)連盟との「ローバースカウトによる協働事業」を計画し、各国連盟との合意を得て保健衛生啓蒙活動を中心としたプロジェクトをフィリピン国において5年間実施した。これを受け、平成21年度に開催されたCJK事務局長会議において韓国連盟より「ベンチャースカウトによる協働事業」としてCJKベンチャープロジェクトの提案があった。今回は、本派遣の第3回目にあたり中国(台湾)で実施される。参加者は各国の同年代スカウトとの協働を通じて、異文化を体験すると共に、国際理解、スカウト運動への理解を一層深めることが期待される。

名 称	平成26年度CJKベンチャープロジェクト派遣	
期 間	平成26年8月1日(金)～7日(木) 7日間	
場 所	中国(台湾) 南投県	
人 員	ベンチャースカウト9人 指導者1人 計10人	
経 費	1) 派遣経費は1人当たり16万円が見込まれる。内訳は往復航空運賃約9万(平成26年10月現在、同時期の東京発着エコノミークラス正規割引運賃参考)、プロジェクト参加経費3万円、移動・見学その他準備経費約4万円が見込まれている。航空運賃等の調整が行われた後に参加者負担金が定められる。 2) 上記予算には、服装・備品・準備訓練等に要する経費、派遣期間中の小遣いは含まない。これらは、個人の負担となる。	

日 程(予定) \* 日程は調整中につき変更となることがあります。

平成26年7月30日(水) 準備訓練

31日(木) 結団式

8月 1日(金) 空路にて中国(台湾)に向かう 台北へ移動

2日(土) 開会式、農地での環境保全活動を主体としたプログラム、  
文化交流プログラムなどを行う

5日(火)

6日(水) ホームステイプログラム

7日(木) ホームステイプログラム、閉会式

8日(金) 帰国

応募資格 次の各区分により、それぞれの各項を満たしていること

〈ベンチャースカウト〉

- (1) 平成26年度にベンチャー登録をしている者
- (2) 平成24年度から継続して加盟登録している者
- (3) 応募時点において、ベンチャーはベンチャー章(または、ボーイ時に1級章)以上を取得している者
- (4) スカウト運動に積極的に参加しており、帰国後も積極的に参加する者
- (5) 心身ともに健康で、長期の海外派遣に耐える体力があり、かつ、派遣団員としての行動がとれる者

〈指導者〉

- (1) 派遣実施時点で、20歳以上の成人指導者
- (2) 平成24年度から継続して加盟登録がある者

- (3) 応募時点で隊指導者基礎訓練課程（平成25年度以前は旧ウッドバッジ研修所）を修了している者
- (4) 心身ともに健康で、長途の海外派遣に耐える体力があり、かつ日常会話程度以上の英語力がある者
- (5) 派遣団・隊指導者としての役務を果たし、またスカウトを指導するに適した経験と人柄を有する者

**参加申し込み**

- (1) 上記の資格を有する参加希望者は必要書類を整え、所属隊・団・地区の推薦をうけ、所属県連盟の指定する期日までに所属県連盟に申し込む。
- (2) 県連盟は、申込者を選考（面接を含む）の上、日本連盟に必要書類（指導者・スカウト別海外派遣参加申込書、健康調査書、県連盟面接結果通知書、いずれも所定の書式、各一通）を添え、推薦する。2人以上を推薦するときは、県連盟推薦順位をつける。
- (3) 県連盟から日本連盟への申し込みは、次の必要書類を添え平成26年4月5日（土）までに行う。

**提出書類**

- (1) 海外派遣参加申込書（スカウト・指導者別の所定の用紙） 1通
- (2) 海外派遣参加健康診断書（所定の用紙） 1通
- (3) 県連盟面接結果通知書 1通

**申込期日・その他の期日**

- (1) 県連盟への申込み 平成26年 3月20日（火）
- (2) 日本連盟への推薦 平成26年 4月 5日（土）
- (3) 派遣員選考会 平成26年 4月19日（土）または20日（日） 予定  
※選考会場は東京都内を予定し、会場までの旅費は自己負担とする。
- (4) 派遣員の内定 平成26年 4月下旬
- (5) 派遣員の決定 平成26年 5月上旬

**派遣員準備訓練**

出発直前に指定する日時、場所で行う

**その他**

- (1) 派遣の延期または中止  
以下のような場合には、当該派遣が延期または中止されることがある
  - ・ 外務省による、渡航先国または地域への渡航延期勧告または危険情報の発出等
  - ・ 同、新型インフルエンザ・SARS等の感染症情報の発出等
  - ・ その他、派遣実施に支障があると判断された場合

以上